

京都市告示第 583 号

地方公営企業法第33条2の規定に基づき、京都市立京北病院の業務に係る公金徴収事務を次のとおり委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

受託者名	委託をする事務の内容	委託する期間
株式会社 ニチイ学館	京都市立京北病院の業務に係る使用料又は手数料の徴収事務	平成18年4月1日から 平成19年3月31日 まで

(京北病院)